

2018年8月9日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第21号『外国為替レート変動の影響』－交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定」に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第21号『外国為替レート変動の影響』－交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定」に関するIFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2018年6月のIFRICアップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点への対応として、短期的な対応と中長期的な対応が必要であると考  
えている。

**（短期的な対応）**

3. アジェンダ決定案では、次の全ての状況が見られる場合の、在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算するために使用するレートが論点とされている。
  - (1) 法域の当局によって通貨の交換可能性が管理されており、法域の当局が公定為替レートの設定を含む法律上の交換メカニズムを提供している。
  - (2) 在外営業活動体は、法律上の交換メカニズムを通して、他の通貨との交換可能性が長期的に欠如している。
  - (3) 交換可能性が長期的に欠如している結果、在外営業活動体は実質的に外貨にアクセスできない状態である。
4. 我々は、ベネズエラにおいて、上記に見られるような特殊な状況が発生しており、ベネズエラで活動する在外営業活動体の営業成績及び財政状態を表示通貨に換算するために公定為替レートが使用されているケースがあることを理解している。ま

た、その公定為替レートが、IAS 第 21 号第 8 項に定める決算日レートとして適切であるかどうかについて疑義が生じていると理解している。

5. したがって、現在ベネズエラに見られる特殊な状況を考慮し、ベネズエラに見られる特殊な状況に対して、公定為替レートを決算日レートとして用いることが適切であるかどうかを企業が評価することを提案しているアジェンダ決定案に同意する。
6. 一方、我々は、IAS 第 21 号第 26 項には、「交換可能性が一時的に欠如している場合」に使用するレートに関する要求事項はあるが、「交換可能性が長期的に欠如している場合」に使用するレートに関する要求事項は記載がないことに着目している。
7. そのため、我々は、ベネズエラにおける換算レートの決定において、財務諸表利用者に対し、次の内容を企業が十分に開示し説明することが必要だと考えている。
  - ✓ 使用した換算レート
  - ✓ 公定為替レートが決算日レート又は取引日レートとして合理的である又は合理的ではないと考える理由
  - ✓ 公定為替レートが合理的ではないと考え、レートを見積る場合にはその見積り方法

#### **(中長期的な対応)**

8. 我々は、短期的な対応でも指摘したとおり、アジェンダ決定案の公表は、あくまでベネズエラにおける特殊な状況に関係している。しかしながら、我々は、本論点を根本的に解決するには、IASB は IAS 第 21 号に「交換可能性が長期的に欠如している場合」に関する要求事項を含めるべきであると考えている。
9. そのため、我々は、中長期的には、狭い範囲の基準の修正を行い、IAS 第 21 号の要求事項として、「交換可能性が長期的に欠如している場合」の決算日レート又は取引日レートの決定方法を規定すべきであると考えている。さらに、我々は、どのような場合が「交換可能性が長期的に欠如している場合」であるのかを、IASB は明確にする必要があると考えている。
10. なお、我々は、使用する換算レートが明らかであるような、一定の条件を満たす場合を除き、財務諸表利用者に対し、次の内容を企業が十分に開示し説明することが必要だと考えていることを強調する。
  - ✓ 使用した換算レート
  - ✓ そのレートが決算日レート又は取引日レートとして合理的である又は合理的ではないと考える理由

✓ レートを見積る場合にはその見積り方法

11. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。  
ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長